

屋板運動場一般廃棄物収集・処理業務仕様書

- 1 委託業務名
屋板運動場一般廃棄物収集・処理業務
- 2 委託場所
屋板運動場 宇都宮市屋板町 2 3 1 番地 1
- 3 委託内容
 - (1) 各施設から排出された「焼却ごみ、不燃ごみ（不燃ごみ、危険ごみ）、資源物 1（新聞、ダンボール、雑誌・その他の紙、衣類、びん缶類、ペットボトル等）及び資源物 2（プラスチック製容器包装等）」（以下、廃棄物という）の運搬・処理。粗大ごみと産業廃棄物は対象外とする。
 - (2) 施設が設置した集積所にある廃棄物を、休館日・休場日以外の指定された曜日に収集する。
 - (3) 収集回数は、焼却ごみ等は週 1 回、資源物等は 2 週に 1 回とする。
 - (4) 施設の廃棄物の排出見込量は、「参考 2」のとおり。
 - (5) 処分した廃棄物の量は、報告書にまとめ、翌月 7 日までに提出すること。
- 4 その他
 - (1) 業務実施に当たっては、事前に職員と打ち合わせを行うこと。
 - (2) この仕様書にない事項であっても、衛生環境上必要と思われるものは、誠意を持って実施すること。